

令和5年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和5年3月3日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和5年3月3日 午前9時宣告

開 議 令和5年3月3日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
1 3 番 永田 耕朗 1 4 番 藤原 健祐

令和5年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和5年3月3日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第6 報告第2号 一般財団法人しあわせづくり佐川の経営状況について
- 日程第7 議案第1号 令和4年度佐川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議案第2号 令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第3号 令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第4号 令和4年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第5号 令和4年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第6号 令和4年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第7号 令和4年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第8号 令和5年度佐川町一般会計予算
- 日程第15 議案第9号 令和5年度佐川町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 16 議案第 10 号 令和 5 年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第 17 議案第 11 号 令和 5 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 12 号 令和 5 年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 13 号 令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 14 号 令和 5 年度佐川町水道事業会計予算
- 日程第 21 議案第 15 号 令和 5 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 16 号 佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 17 号 佐川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 18 号 佐川町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 25 議案第 19 号 佐川町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 26 議案第 20 号 佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 21 号 佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 22 号 佐川町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 23 号 佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 24 号 佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 25 号 町道路線の認定について
- 日程第 32 議案第 26 号 尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 27 号 佐川おもちゃ美術館の指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 28 号 まきのさんの道の駅・佐川の指定管理者の指定について

日程第 35 議案第 29 号 佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定について

日程第 36 議案第 30 号 名教館の指定管理者の指定について

日程第 37 議案第 31 号 佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまから、令和５年３月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は１４人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、１３番、永田耕朗君、１４番、藤原健祐君を指名します。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（坂本玲子君）

３月定例会の会期及び運営につきまして、２月２８日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日３月３日を開会日とし、議案の上程までとします。４日土曜日、５日日曜日は休会とします。６日月曜日、７日火曜日は一般質問を行います。８日水曜日、９日木曜日は予算勉強会及び議員全員協議会開催のため休会とします。１０日金曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、３月３日から１０日までの、８日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしく願います。以上です。

議長（西森勝仁君）

以上、報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から１０日までの８日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１０日までの８日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

１２月定例会後の重立ったものについて報告します。

１月８日、令和５年佐川町二十歳のつどいが桜座において開催さ

れ、議員の皆様とともに出席し、参加者 98 名の方々に対し、お祝いを申し上げます。これは昨年までは成人式として執り行われてきたものでありますが、改正民法の施行により、成人年齢が引き下げとなったため名称の変更となったものです。

1 月 10 日、恵比須祭りの御案内をいただき出席しました。当初はおなばれも計画されておりましたが、コロナの感染拡大により、保育園児の健康被害を考慮して中止となり、神事のみで開催となりました。来年こそは商売繁盛の神様として賑やかに復活してほしいものです。

1 月 23 日、国道 33 号整備促進期成同盟会高知県協議会が国交省四国地方整備局において要望活動を行いました。要望事項は高規格道路の整備促進や道路機能の強化、またそれに伴う予算の確保と重点配分など 6 項目でありました。佐川町関係では、道の駅の支援と現在進行中の川内ヶ谷橋の架け替えと橋の前後の改良工事とそれに伴う早期完成を図ることを要望しました。

これに対し、四国地方整備局の鈴木道路部長の答弁では、道の駅については、佐川町と連携しながら進め、トイレや右折レーンの安全対策についてもよりよいものにして行くとのことでありまして、おかげさまで現在右折レーンなどの整備が着々と進んでいることは、御案内のとおりであります。ただ、四国地方整備局の道路予算の 4 割を高知県に配分しているので、そのあたりも御理解をしていただきたいということでありました。

2 月 2 日から 3 日にかけて、町長とともに就任以来の懸案事項でありました北見市を表敬訪問し、辻市長や飯田議長、また常呂町農協や漁協の組合長など延べ 31 名の方々に御挨拶を申し上げます。市役所玄関前では辻市長を初め、横断幕を掲げた多くの職員の出迎えを受け、大変恐縮しました。総務課長の案内で令和 3 年に新築され、デジタル化の進んだ庁舎や議場の施設整備なども視察するとともに、また充実した新図書館なども視察し、規模の違いはあるにしても機能的にも素晴らしいものでした。

また常呂町農協や漁協を訪問した際には、片岡町長のフレンドリーでさわやかな外交のおかげで道の駅のオープンの際には常呂町物産フェアを開催し、にぎわいに花を添えてくれそうで、大変期待しているところです。なお、調印 35 周年行事についても協議してまいりました。

2月20日、高知県町村議会議長会第74回定期総会が自治会館において開催され、出席しました。中土佐町議会議長である中城会長のあいさつに続き、自治功労者表彰があり、高幡議長関係では禰原町の市川議長が在職27年以上として表彰されました。また、提出されました議案は令和3年度の一般会計決算報告や令和5年度議長会運営方針及び一般会計予算など7議案でありましたが、いずれも原案どおり承認、可決されました。

また、同日、高知県町村長・町村議会議長大会がクラウンパレス新阪急高知において開催され、町長とともに出席しました。会では中城会長を選出ののち、副知事などの来賓祝辞に続き、地方財政の充実・強化や農林水産業、地域の活力・創造、医療・福祉施策の充実・強化など6項目について、国に要望していくことを全会一致で決議採択しました。また参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議など3本の特別決議も採択しました。

2月22日、北見市訪問団一行が、浅野目副市長を初め、岡村高知県人会長、岡田市民環境部長他3名で来庁され懇談しました。

3月1日、高吾北広域町村事務組合議会第一回定例会が開催され出席しました。定例会に先立ち全員協議会が開催され、組合長から高吾北清掃センターにおける公金紛失事案についての報告がありました。報告の概要は、昨年12月30日と31日の2日間分の清掃センターゴミ処理手数料と高吾苑の使用料、計45万6,440円を年末年始、金庫に保管中、1月4日になって職員が出勤して紛失していることに気づき、同日、佐川署に被害届けを提出し、現在盗難事件として捜査中とのことです。また2月10日に懲戒委員会を開催し、組合長以下関係者の処分を決定し、あわせて再発防止対策を講じたとのことでした。

また、組合長の諸般の報告の重立ったものは、昨年4月から受け入れを開始したスプリング入りマットレスなどが368件あったとのことでした。消防関係については、令和4年の救急出動状況は、昨年12月の大雪による転倒などもあり、昨年より265件増の1,624件となり、消防署発足以来、最高となったとのことでした。またドクターヘリの出動件数は前年より13件増の52件で、このうち6件は新しく導入された乙女によるとのことでした。

本定例会に提出されました議案は、清掃センターで発生した公金紛失による公金管理の監督責任により報酬の支給を停止するため、

組合長等の報酬及び旅費に関する条例の一部改正や予算案など 17 件でありましたが、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様にご出席をいただき、令和 5 年 3 月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町政運営に対しまして、御指導、御協力をいただき、改めまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

始めに、昨年 12 月の大雪対応について、御報告をさせていただきます。

本町では、昨年 12 月 22 日から 23 日にかけて、これまで例の無い大雪に見舞われました。幸い、人命に関わる被害は無かったものの、町内では、家屋の被害や農業用ハウスの被害など深刻な被害が出ており、被災されました関係者の皆様に、心からお見舞い申し上げます。被害の詳細につきましては、後ほど各課の所管事項で御報告させていただきます。

また、積雪の影響により、町内の至るところで町道が一時通行不能となるなど、住民の皆様には大変な御不便と御心配をおかけいたしました。この際、町道等の除雪作業に対しまして、年末のお忙しい時期にも関わらず、佐川町建設業協会や佐川町消防団、また、各地区自主防災組織を初めとする住民の皆様にも、御協力をいただき、年内には、ほぼ全域で、除雪作業を完了することができました。

御協力いただきました皆様に対しまして、この場をお借りしまして、心より、厚く御礼申し上げます。

また、今回の大雪被害に関しまして、多くの皆様から心温まる御寄附をいただいております。まず、寄附金の使途としまして、「災害支援」を選択していただいております、従来ふるさと納税につきましては、寄附件数 1,092 件、寄附額 2,175 万 1 千円、豪雪災害支援枠として、返礼品のないふるさと納税につきましても、寄附件数 317 件、寄附額 336 万 8,763 円となっております。

また、ふるさと納税以外でも、大阪府八尾市議会会派大阪維新の会の皆様からいただきました 200 万円を初め、多く皆様に御寄附をいただいております、2 月末時点で、212 万 676 円の御寄附をいただい

ております。現在、町内でも、各集落活動センターなどで募金活動を実施してくれている方がいるなど、支援の輪は広がっており、改めて、人の優しさやぬくもりに感動いたしております。

これら、支援金につきましては、御寄附いただいた皆様の御厚意にお応えできるよう、責任をもって、活用させていただきたいと考えております。御支援賜りました、皆様に対しまして、心より、厚く、御礼申し上げます。

次に、道の駅整備事業について、御報告いたします。

道の駅の工事につきましては、建物のサッシの取り付け、外壁の施工がおおむね完了し、足場の解体が進んでおります。また、建物の施工と並行しまして、駐車場、芝生広場等の外構の整備に着手しております。

道の駅の整備にあたりましては、国土交通省と一体的に進めており、道の駅の駐車場、駐車場への進入路、屋外トイレ等、お互いに工事が干渉している部分がございます。そのため、国土交通省とは工事の進捗状況について情報共有し、必要があれば工事内容、施工方法を協議、検討のうえ、進めているところでございます。

工事の進捗につきましては、約 85%の出来高となっており、道の駅の建物部分については、3月28日に高知県の完了検査を受け、3月30日に、佐川町へ引き渡される予定となっております。

国土交通省と調整が必要な、残る外構工事の一部につきましても、可能な限り、早期の完成を目指して進めてまいります。

いずれにいたしましても、引き続き、令和5年7月の開業に向け、国土交通省を初め、関係機関との連携、調整をはかりながら、全力で取り組んでまいります。

次に、おもちゃ美術館事業について、御報告いたします。

おもちゃ美術館の工事につきましては、大型什器、木製遊具等の基礎工事に着手しており、基礎工事が完了次第、順次、木製遊具等を設置する予定としております。おもちゃ美術館の開業は、本年度、夏としておりますが、子育て世帯をはじめ、多くの町内外の皆様から期待されている施設でありますので、少しでも早い時期での開業を目指して、進めてまいります。

また、おもちゃ美術館の取り組みを、町民の皆様にご体験いただく、イベントとしまして、3月11日土曜日、12日日曜日の2日間、桜座において「移動おもちゃ美術館」を開催いたします。どなた

でも参加いただけ、入場料も無料となっております。日本中の木のおもちゃや、世界でも人気のおもちゃに触れ、体験し、遊ぶことができます。当日は、ボランティアスタッフであります「おもちゃ学芸員」の皆様にもお手伝いいただく予定となっております。

「おもちゃ学芸員」につきましては、今年度、おもちゃ学芸員養成講座を2回開催し、現在、60名の登録をいただいております。来年度には、4月と6月にそれぞれ養成講座を開催する予定としており、おもちゃ美術館の開業までに100名程度の登録を目指してまいります。

次に、令和5年度一般会計当初予算案の概要につきまして、説明をさせていただきます。

予算編成にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や原油価格・物価高騰の影響に伴い不透明な経済状況の中であっても、「第5次佐川町総合計画」の8年目として、これまでの7年間に実施した事業の総括に基づく事務事業の見直しを行ったうえで、事業の優先度を公平公正に考慮し、町民に密着した必要な施策を着実に推進するため、本町の今後の財政状況と社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、決算額や予算執行状況などを精査し、限りある財源を最大限有効に活用するようにいたしました。

その結果、一般会計の予算規模につきましては、総額85億7,941万1千円、対前年度比6億2,453万3千円で、6.8%の減額予算となりました。減額の主な要因は、建設工事完了による佐川町道の駅整備事業の11億2,531万円の減額によるものです。

歳入につきましては、まず、国・県支出金等の特定財源を除いた一般財源で見ますと、新型コロナウイルス感染症等の影響により落ち込んでいた消費からの回復基調により、町税及び地方消費税交付金の増額を見込んだことにより、令和4年度より、1,418万7千円の増額となりました。

次に、歳入の約34%を占める地方交付税につきましては、令和5年度の国の地方財政計画、令和3年度及び令和4年度の交付決定額等から推計し、令和4年度と同額の29億円を見込んでおります。

町債につきましては、7億8,011万4千円とし、令和4年度より7億1,735万5千円の減額となっております。減額の主な要因としては、令和4年度佐川町道の駅整備事業の財源として8億8,580万円を計上しておりました町債の減額によるものです。

また、ふるさと納税寄附金基金繰入金や公共施設等整備基金繰入金など、基金の取り崩し目的に応じた特定の事業の財源となる基金からの繰入金は、令和4年度より、795万8千円減の5億1,468万2千円となり、この結果、財源が不足するときに取り崩す財政調整基金からの繰入金は、令和4年度より563万9千円増の2億4,732万4千円となっております。

続きまして、令和5年度の主要な事業につきまして、総合計画における分野ごとに説明をさせていただきます。

まず、「教育」分野に関する事業としまして、令和5年度から2カ年で実施することとしております新文化拠点、図書館の建設に係る費用としまして、3億3,867万3千円を計上しております。

また、令和2年度から不登校の改善や、学力向上に重点的に取り組んでいる学校教育改善重点推進事業をはじめ、ふるさと教育の充実とICTを活用した教育の推進など、教育研究所の設置・運営及び、ふるさと教育の推進に係る費用として、7,263万8千円を計上しております。

次に、「産業と仕事」分野に関する事業としまして、まず、佐川町の駅事業としまして、道の駅開業に向け、一般財団法人しあわせづくり佐川への運営費補助金と指定管理料などの経費として、2,351万7千円を計上しております。

地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に8名、イチゴや有機農業に3名、さかわ発明ラボ・ものづくりに8名、情報発信に1名、牧野公園整備に1名、道の駅に2名、おもちゃ美術館1名の計24名、1億2,186万3千円を計上しております。

次に、「結婚・出産・育児」分野に関する事業としまして、放課後児童クラブ事業につきまして、子育て支援の充実を図るためナウマンクラブ施設建設に係る経費として、1億3,649万1千円を計上しております。

また、子ども家庭総合支援拠点事業としまして、妊娠期からの切れ目ない伴走型支援を実施するための経費として、746万7千円を計上しております。

次に、「観光振興と情報発信」分野に関する事業としまして、NHK連続テレビ小説「らんまん」の放送を契機に牧野富太郎博士の業績の顕彰や、生誕地である佐川町の魅力を全国に発信し、観光振興や産業振興、また、交流人口の増加につなげるため、牧野富太郎博

士顕彰事業として、3,065万7千円を計上しております。

観光協会補助運営費につきましては、町内外への観光情報発信を担う、さかわ観光協会の運営費補助、また、「わんさかわっしょい体験博」及び観光関係施設等整備を実施するための委託料として、1,894万6千円を計上しております。

次に、「健康と福祉」分野に関する事業としまして、まず、あったかふれあいセンター事業につきましては、佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の5地区での事業運営に係る費用として、5,112万2千円を計上しております。

地域づくり事業につきましては、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の集落活動センターの活動支援などとして、1,150万円を計上しております。また、5地区の地域づくりを推進するために配置する集落支援員の活動経費として、1,935万1千円を計上しております。

次に、「安全・安心」分野に関する事業としまして、まず、飲料水供給施設整備補助事業につきましては、安定した生活用水確保及び、水質改善のため、飲料水供給施設を改築する費用として、9,344万3千円を計上しております。

木造住宅耐震化支援事業につきましては、南海トラフ地震対策を推進するため、耐震診断などの委託料及び耐震改修などの補助金として、1億500万5千円を計上しております。

地域公共交通事業につきましては、さかわぐるぐるバス運行の委託料、廃止路線代替バス運行維持費、高吾北広域路線バス運行維持費の補助金などとして、4,267万4千円を計上しております。

最後に、道路橋りょう施設の改良、維持修繕に係る事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用による町道改良工事、道路インフラの適正管理・長寿命化を図り、住民の安全安心な生活を守るために行う、町道の舗装等の修繕工事にかかる費用として、2億450万円を計上しております。

以上が、令和5年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項につきまして、御報告をさせていただきます。

まず初めに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、牧野富太郎博士顕彰事業について、御報告いたします。

昨年2月2日に連続テレビ小説「らんまん」の放送決定の知らせを受け、町では牧野富太郎博士顕彰事業実施計画を策定し、改めて

牧野博士を顕彰する事業を進めてまいりました。

国道 33 号沿いの大型看板を初め、案内板やサイン類の設置、町内の機運を盛り上げるための町内装飾や、町道上町線の整備、周遊バスの購入、上町周辺の観光施設のリニューアル等、多くの来町者が見込まれる中で、住民の皆様にも、目に見える形で、観光客の受け入れ環境が整ってきたと考えております。

なお、事業の核となる牧野公園に関しましては、草花ガイドの育成に取り組んでおり、4 月までには 7 名のガイドが誕生し、観光客の皆様にも、四季折々の草花を楽しんでいただけるよう、準備を進めております。

また、令和 5 年 2 月 2 日に第 3 回牧野富太郎博士顕彰事業推進協議会を開催いたしました。委員の皆様には、これまでの牧野博士事業の進捗状況を御報告し、牧野富太郎ふるさと館や、青山文庫など、上町周辺のリニューアルされた施設を見ていただいております。

2 月 4 日からは、高知県観光博覧会「牧野博士の新休日」のプレイベントが開始され、当町におきましても、各施設のリニューアルオープンに加え、加茂地区の「バイカオウレン花祭り」などを楽しんでいただきました。また、県の博覧会推進協議会から、一部事業を受託しております、仁淀ブルー観光協議会では、土日・祝日の渋滞対策として、桜座から越知町宮の前公園までを、30 分間隔で巡る「さかわ・おち 花＊花ループバス」を運行しております。

是非、町内の皆様にも御利用いただきたいと思います。

続いて、2 月 7 日には、越知町の小田町長とともに、前川練馬区長を訪問し、翌、8 日には、練馬区立牧野記念庭園記念館を訪問し、牧野博士のひ孫であります牧野一淳様にお会いしてまいりました。

今後におきましても、練馬区で開催されるイベントに参加させていただくなど、連携を図りながら、牧野博士の顕彰を進めてまいります。

次に、まちまるごと植物園事業について、御報告いたします。

令和 4 年 12 月 21 日には、町内にある牧野博士とゆかりのある「ユキワリイチゲ」の自生地での保護活動を行いました。今後も、まちまるごと植物園事業の中で、牧野公園の植物だけでなく、他の貴重な植物の保護にも目を向けていきたいと考えております。

牧野博士の命日である 1 月 18 日には、牧野公園はなもり C－L O V E の皆様や住民の皆様と一緒に、お墓の掃除とお墓参りをし、牧

野博士が好んだとされる、コーヒーとクッキーをお供えしてまいりました。

また、2月1日には連続テレビ小説「らんまん」の放送決定一年を記念して、牧野公園はなもりC－L O V E、高校生のインターンシップの方など36名が参加し、公益社団法人高知県森と緑の会より「博覧会関連記念植樹事業」として、御寄附いただいた桜の苗木、4種類38本を牧野公園に植樹をいたしました。

今後、この桜の花が開き、牧野公園がより桜でにぎわい、住民の皆様や、観光客の皆様を楽しませてくれるよう願っております。

次に、常呂町交流事業について、御報告いたします。

昨年10月の就任以来、新型コロナウイルス感染症の影響により、北見市を訪問することができていませんでしたが、令和5年2月2日から4日にかけて、西森議長、片岡総務課長と共に訪問してまいりました。常呂町との交流も来年度で、35周年を迎えることもあり、記念事業の開催に向けて辻市長を初め、北見市の職員の皆様と協議を行ってまいりました。

また、2月22日には、浅野目副市長様を初め、6名の方に佐川町を訪問いただき、町内の視察や35周年記念事業についての協議を行いました。今はまだ検討段階ではございますが、35周年記念訪問につきましては、7月ごろを予定しております。

今後、両市町間の交流が、5年、10年、50年、そして、その先の未来へとつながっていき、すてきな姉妹都市としてお互いに発展していけるよう努めてまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

加茂地区ヘリポート整備について、御報告いたします。

委託業者から候補地として選定されました13カ所につきまして、高知県消防防災航空隊や高吾北消防署と現地調査を行った結果、1カ所をヘリコプター離発着場整備可能地として絞り込んでおります。

現在、町では地権者との用地交渉を初め、周辺の土地関係者に対しまして整備への御理解・御協力をお願いしているところです。周辺には、耕作地が多く、離発着時の風圧による作物への影響が心配されることから、関係者の皆様と慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

今後、関係者の皆様に御理解をいただいた後に、用地買収などを順次進めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場について、御報告いたします。

地域振興策や周辺安全対策に関する取り組みとして、2月21日、町と加茂地区住民で構成する「第2回加茂地区地域振興策等推進会」を開催しました。この推進会は、町と地元の両者間で情報の共有を図り、地域振興策の事業を円滑に実施していくことを目的としており、当日は、高知県の担当職員にも御出席いただき、地域振興策事業等の状況報告及び、令和5年度の実施計画の説明を行いました。

なお、当日の資料につきましては、より分かりやすく整理したうえで、加茂地区住民の皆様に、4月広報配布時に、回覧をさせていただきます。

また、処分場等の整備工事の進捗状況につきまして、エコサイクル高知からは、処分場施設本体工事について、木の伐採が完了した処分場の南側の斜面で掘削工事を開始するとともに、処分場の東側の谷に整備する防災調整池周辺の立木の伐採を実施しながら、工事用道路の整備を行っているとの報告を受けております。

進入道路整備工事につきましては、国道33号付近の町道霧生関長竹2号線の付け替え工事を実施するとともに、処分場に向けての掘削工事を開始したと聞いております。

なお、工事の進捗状況や今後の予定、環境モニタリングの結果等につきましては、「県・エコサイクル高知からのお知らせ」を毎月、町の広報配布にあわせて町内全戸に配布することで、周知を図っていただいているところです。

今後も、県やエコサイクル高知と連携して、定期的に工事の進捗状況等の情報提供を行いますとともに、住民の皆様の不安の解消に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症について、御報告いたします。

県内の感染状況につきましては、御案内のとおり、昨年11月ごろから続いておりました、第8波の波も徐々に収まり、全体としては小康状態となっております。感染力の強いオミクロン株が主流となった、第8波では、国として感染対策をしっかりとったうえで、社会経済活動を維持する方針が示された中、県内におきましても、全体の感染者数がこれまでの波と比較して多くなり、医療のひっ迫が長期化するなど、大変厳しい状況が続いておりました。

昨年9月から開始いたしました、オミクロン株に対応した、ワクチン接種の状況ですが、佐川町の接種率は、2月28日現在、接種対象である、12歳以上の人口の61.7%となっており、2月26日時点の県全体の接種率より10.7ポイント高くなっております。

年代別に見ても、65歳以上の高齢者が79.6%で県より7.6ポイント高いなど、全ての年代で県全体を上回る接種率となっております。

今後のワクチン接種の方向性につきましては、海外の動向やこれまでの接種で得られたエビデンス等をもとに、厚生労働省のワクチン分科会におきまして、専門家による議論がされております。

これまでのところ、来年度は、引き続き予防接種法上の特例臨時接種に位置づけ、重症化リスクの高い方などは年2回、それ以外の方については、秋冬に1回の接種を想定し、全額公費負担で実施する方向で議論が進んでおり、まもなく、取りまとめがされる予定と聞いております。

令和5年度における国の接種計画が固まりましたら、町におきましても、高北病院を初め、町内の医療機関等と調整し、希望する方全員が接種できる体制を整えるとともに、町の接種計画につきまして、住民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

次に、第3期佐川町健康増進計画・食育推進計画および第2期佐川町自殺対策計画の策定について御報告いたします。

当計画につきましては、本年度、健康づくり推進委員会におきまして、委員の皆様からの御提案や御意見をいただきながら、策定を進めており、1月17日の火曜日に健康福祉センターかわせみで開催いたしました、第4回の委員会をもって、計画案を取りまとめております。

2月には、計画案を町のホームページに掲載し、パブリックコメントを実施しており、委員の皆様やパブリックコメントで頂いた意見等を反映したうえで、3月中の計画策定を予定しております。

計画書は、「食生活」、「運動」、「健診・疾病予防」、「こころの健康」の4つの大きな柱を立て、それぞれの項目ごとに、個人や家族、組織や地域がどういった行動をとれば、住民みんなの健康づくりにつながるかを意識して策定しております。

町といたしましても、計画書を周知・広報するとともに、引き続き、住民の皆様が楽しみながら自分事として健康づくりができるように、取り組みを進めてまいります。

次に、介護保険運営協議会について、御報告いたします。

2月1日 水曜日、健康福祉センターかわせみにおきまして、本年度の第2回介護保険運営協議会を開催いたしました。

本年度の介護保険の利用状況や、地域包括支援センター業務につきまして、事務局より報告をさせていただき、委員の皆様から、「地域包括支援センターとあったかふれあいセンターとの連携がよく、高齢者支援がスムーズに行えている」、「高齢者や障害者の権利擁護の充実、とりわけ成年後見のニーズに地域全体で対応していかなければならない」、などの御意見をいただきました。

いただきました御意見等を業務に反映させ、今後におきましても、誰もが自分らしく地域で暮らせるように、高齢者福祉や介護保険の運営を行ってまいります。

次に、子ども・子育て会議について、御報告いたします。

2月9日木曜日、健康福祉センターかわせみにおきまして、本年度の第1回子ども・子育て会議を開催いたしました。保育行政や、地域子ども・子育て支援事業の現状等につきまして、事務局より報告をさせていただき、委員の皆様から、病児・病後児保育事業のニーズに合った取り組み改善や、養育支援訪問事業の現状等について、御意見や御質問をいただきました。

いただきました御意見等を業務に反映させ、今後におきましても、町の中心的な取り組みの一つとして、子育てしやすいまちづくりを掲げ、子ども・子育て施策を実施してまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、昨年12月の大雪被害への対応について、御報告いたします。12月23日からの大雪による本町の農業被害額は、総額2億1,785万3千円となっており、被害額の内訳としまして、作物被害が7,545万9千円、施設被害が1億4,239万4千円となっております。

新聞報道等でもありましたとおり、イチゴやトマトなどの園芸用ハウスに被害が集中しており、現在は関係農家の皆様とハウスの復旧に向けた協議を進めております。

本定例会では、復旧に係る補助事業の補正予算としまして総額1億5,509万6千円を計上させていただいております。

復旧費用につきましては、資材高騰の影響もあり、相当高額になることが予想されますことから、高知県の補助事業を活用するとともに、町独自の補助金を創設することで、被災された農家の皆様を、

広く支援してまいりたいと考えております

次に、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受けた農業者等に対する支援策について、御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症等による農業経営への影響等による市場価格の低下など、農業者の経営努力では避けられない、さまざまなリスクによる収入の減少を補償する収入保険への加入を促進することにより、農業者のリスクへの備えを下支えするための、「佐川町農業共済収入保険加入促進支援事業費補助金」につきましては、33件、合計で200万5千円の申請を受け付け、交付を決定いたしております。

また、肥料や燃油、資材などの価格が高騰し、経費の増大による農業経営の継続が懸念されることから、経営規模に応じて農業者に対して支給する「佐川町農業経営継続支援金」につきましては、申請期限の1月31日までに82件、合計で798万円の申請を受け付け、支給を完了しております。

なお、新たな農業者向けの支援といたしまして、飼料価格の異常な高騰により、厳しい経営環境にある町内畜産農家を支援するため、「佐川町畜産飼料価格高騰緊急対策支援金」を、施設資材の価格が高騰し、経費の増大による農業経営の継続が懸念されることから、施設園芸を営む農業者を支援するため、「佐川町施設園芸継続支援金」を、ショウガの販売価格が著しく低落し、ショウガ農家の経営の継続が懸念されることから、ショウガ農家を支援するため、「佐川町生姜農家支援金」を、創設いたします。

新型コロナウイルス感染症や物価の高騰等により影響を受けている方々への支援につきましては、今後も、経済の状況及び国・県の動向などを注視しつつ、臨機応変に対策を講じてまいります。

次に、「商店街プレミアム商品券事業」について、御報告いたします。

プレミアム付き商品券につきましては、使用期限の1月31日までに、約1億8,320万円分が使用されました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、落ち込んだ町内の消費活動の喚起に一定の役割を果たすことができたのではないかと考えております。

次に、建設課の所管事項でございます。

まず、木造住宅耐震化支援事業について、御報告いたします。

令和5年2月1日時点での本年度実績件数は、耐震診断79件、耐

震設計 70 件、耐震改修工事 61 件となっており、中でも耐震改修工事につきましては、平成 20 年度の事業開始以来、過去最多の件数となっております。

また、本年 2 月からは、1 件でも多くの方に耐震化を実施してもらえよう、耐震の設計や改修に係る申請手続きについて、年間を通じて随時受け付けできるように事務処理の見直しも行っております。

今後におきましても、戸別訪問などの広報活動を通じ、更なる事業推進を図ってまいります。

次に、水道事業について、御報告いたします。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う、地域住民の不安解消のための取り組みとして実施しております、上水道の整備について、御報告いたします。

水道事業での給水がなされていない方々を対象として実施しております、給水管設置工事の補助事業につきましては、本年度は 14 件の事業が完了し、給水を開始しております。

今後におきましても、生活用水に係る不安を解消し、将来にわたって安心して暮らし続けられる環境を、引き続き整備してまいります。

次に、本年度から取り組んでおります、水道の未普及地域解消に向けての、現在の進捗について御報告いたします。

町全域の住宅が建築されているエリアを対象としまして、水道や飲料水供給施設を利用されていないと思われる箇所を選定を行い、町内各所にわたり約 1,200 件に及ぶ多くの箇所を抽出しております。この箇所の全てにつきまして、一斉に何らかの対策等を実施していくことは、困難でありますので、現在、この中から、まず最初に事業を進めていく対象箇所を決定するよう作業を進めております。

今後におきましては、事業対象となる箇所につきまして、現場制約条件の確認や測量などの詳細な現地調査を実施しまして、給水する工法の決定や設計、概算工事費の算出など、事業化に向けての取り組みを入念に実施していく予定であります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、昨年 12 月の大雪被害への対応について、御報告いたします。

学校関係では、黒岩小学校体育館と英語教室棟のとい、佐川中学

校体育館と倉庫のとい、尾川小中学校のバックネット、社会教育関係では、竹村家住宅、名教館、佐川文庫庫舎、牧野富太郎ふるさと館、ナウマンガラウンドのトイレ・更衣室、ほてい、山県神社、それぞれのといと瓦の一部に被害が出ております。

これらにつきまして、バックネットは安全確保のため応急措置を実施しております。その他は今年度補正予算及び、来年度当初予算の工事費に計上し、できるだけ早期に修繕が完了するよう努めてまいります。

次に、令和4年度から実施しております、給食費無償化と奨学金の返還支援について、御報告いたします。

給食費無償化につきましては、私の公約であります、子育て支援を目的とし、町内在住の小中学生の学校給食費を無償とする事業で、12月時点で給食を提供している1,088名のうち、町外在住児童生徒や公的に給食費を措置されている児童生徒、教職員を合わせた285名を除き、803名の児童生徒を対象に実施いたしております。

また、アレルギー症状があり弁当を持参している児童生徒や、町内在住で町立学校に通学していない児童生徒22名を対象に、給食費に相当する額を補助いたしております。

奨学金の返還支援は、UターンやIターンの動機付けとし、若年層の地元への定住、就業を促進するとともに、奨学金の活用を促進し「子育てしやすい町」の振興を図るための事業です。佐川町の奨学金や独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けて返還を行っている、もしくは年度内に返還を開始する者で佐川町に定住し、かつ就業している者を対象に、一人あたり年度ごとに24万円を上限として交付しております。

今年度は、1月末時点で、23名を対象に合計377万6千円の交付を決定し、手続きを進めております。来年度もこれらの事業により、子育て世代の皆様を、佐川町全体で支え、ひいては教育の振興につなげたいと考えております。

次に、「二十歳の集い」について、御報告いたします。

成人年齢が18歳に改正されたことに伴い、今年度より名称を「成人式」から「二十歳の集い」へと変更し、お天気に恵まれた、1月8日に桜座にて開催しました。

当日参加者は98名、対象者133名の73.7%で、昨年の参加者から20名、割合、参加者78名、対象者122名の63.9%で1割ほど、

増加いたしました。

参加者や、その御家族の皆様からも、喜びのお声をお聞かせいただくなど、町としましても、精一杯のお祝いの気持ちを表せたものと考えており、大変うれしく感じております。

次に、新文化拠点について、御報告いたします。

新文化拠点につきましては、現在、3月末を目指して実施設計と運営の基本計画の策定を進め、令和5年度から建設工事を開始する予定となっております。このため、現図書館は現在一時閉館中で、移転作業ののち、4月4日から令和6年度中の新文化拠点開館まで、佐川町総合文化センター1階で仮設図書館として運営いたします。

なお、仮設図書館では、スペースの制約から、閲覧スペースが確保できませんので、資料の予約サービスや文化センター内のスペースの御利用をお願いすることとなります。利用者の皆様には御不便をおかけしますが、御理解のほどお願い申し上げます。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、医師確保について、御報告いたします。

高北病院では、本年度、高知医療センターが実施しております「高知医療センター内科専門研修プログラム」に所属している内科専攻医を受け入れておりましたが、3月末で研修が修了いたします。

来年度につきましても、同プログラムに所属している内科専攻医を1年間受け入れることとしております。このことにより、来年度におきましても、本年度と同様に常勤医師8名体制となる予定となっております。

次に、昨年12月の病院事業関連施設の大雪への対応について、御報告いたします。

本院につきましては、駐車場に約40センチメートルの積雪がありましたが、23日金曜日早朝から職員で雪かきを始め、日曜日には消防団や除雪車の協力もいただきながら、除雪を完了することができました。御協力いただきました、皆様のおかげで、大きな影響もなく、月曜日からの診療を開始することができ、大変感謝しております。

このほか、2つの診療所につきましては、といや屋根の一部に小規模な被害が出ており、そのうち、尾川診療所につきましては、建物の老朽化もあり、安全に配慮して1月から休診し、本院で診療をしております。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願いいたします。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が 2 件、議案が 31 件となっております。議員の皆様には、慎重なる御審議のうえ、適切な御決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、報告第 1 号、専決処分の報告について、日程第 6、報告第 2 号、一般財団法人しあわせづくり佐川の経営状況について、以上、2 件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件について御説明申し上げます。

報告第 1 号、専決処分の報告、損害賠償の額の決定につきましては、佐川町立学校給食共同調理場の配送車がコンテナを回収しに行く途中で発生した事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 10 日に専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

事故の概要は令和 5 年 1 月 11 日、午後 2 時 10 分ごろ給食のコンテナを尾川小学校へ回収しにいく途中、対向車とすれ違う際、配送車の左後方上部を民家の屋根に接触させ、破損させたものです。

賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、賠償額は 1 万 8,700 円でございます。

続きまして、報告第 2 号、一般財団法人しあわせづくり佐川の経営状況につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、経営状況を説明する書類を議会に提出することを報告するものであります。

令和 3 年度の事業計画及び決算、令和 4 年度の事業計画につきましては、お手元に配付の資料のとおりとなっておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

報告は以上でございます。

議長（西森勝仁君）

以上、報告が終わりました。

ここで、2 件一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

ここで 15 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 55 分

再開 午前 10 時 10 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7、議案第 1 号、令和 4 年度佐川町一般会計補正予算から
日程第 37、議案第 31 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について
まで、以上 31 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

議案第 1 号、令和 4 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）につ
きましては、今回、歳入歳出それぞれ 9,835 万 2 千円を減額し、総
額を歳入歳出それぞれ 97 億 9,471 万 9 千円とするものであります。

議案第 2 号、令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第
4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,296 万 7 千円を
減額し、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 9,300 万 4 千円とするもので
あります。

議案第 3 号、令和 4 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 341 万 2 千
円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 4,052 万 4 千円とするもので
あります。

議案第 4 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4
号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 6,979 万円を減額し、
総額を歳入歳出それぞれ 17 億 9,260 万 1 千円とするものでありま
す。

議案第 5 号、令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 350 万 1 千円
を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,314 万円とするものであ

ります。

議案第 6 号、令和 4 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入支出予算及び、資本的収入支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入 2 億 1,443 万 2 千円、支出 1 億 7,898 万 5 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 4,533 万 7 千円、支出 2 億 2,812 万 9 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 7 号、令和 4 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入予算の増額、資本的収入予算の減額補正を行うもので、収益的収入の既決予定額を 18 億 5,934 万 4 千円に補正し、資本的収入の既決予定額を 1 億 3,364 万 9 千円に補正するものであります。

議案第 8 号、令和 5 年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を収入、支出それぞれ 85 億 7,941 万 1 千円とするものであります。

議案第 9 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 6,863 万 1 千円とするものであります。

議案第 10 号、令和 5 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 6,311 万 7 千円とするものであります。

議案第 11 号、令和 5 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 4,365 万 3 千円とするものであります。

議案第 12 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5,805 万 2 千円とするものであります。

議案第 13 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,671 万 1 千円とするものであります。

議案第 14 号、令和 5 年度佐川町水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出の予定額を収入 2 億 1,744 万 9 千円、支出 2 億 91 万 6 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 8,081 万 3 千円、支出 1 億 8,786 万 1 千円と定めるものであります。

議案第 15 号、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計予算につしまし

ては、収益的収入及び支出の予定額を収入 17 億 9,020 万円、支出 17 億 8,860 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 2,479 万 1 千円、支出 2 億 1,490 万 1 千円と定めるものであります。

議案第 16 号、佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在、総務課とまちづくり推進課の職員が兼任しております選挙管理委員会の事務部局の職員の定数について、現状の人数を考慮して改正するものであります。

議案第 17 号、佐川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につきましては、デジタル行政推進法に基づき、行政手続のオンライン化を進め、住民の利便性の向上と行政運営の簡素化を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 18 号、佐川町個人情報保護法施行条例の制定につきましては、令和 3 年 5 月 19 日交付、令和 5 年 4 月 1 日施行の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 19 号、個人情報保護審査会条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度の適正で公正な運営を確保するため、佐川町個人情報保護審議会の設置について新たな事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 20 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の令和 5 年 4 月 1 日の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

議案第 21 号、佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、新たに建設しましたおもちゃ美術館の設置及び管理について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 22 号、佐川町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、新たに建設しました佐川町道の駅の設置及び管理について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 23 号、佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高知県重度心身障害児者医療費助成事業費実施要綱に基づき、助成対象者の修正等の必要な事項について改正を行うものであります。

議案第 24 号、佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現図書館の建て替えに伴い、工事期間中、図書館の位置を佐川町総合文化センターに変更するものであります。

議案第 25 号、町道路線の認定につきましては、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 26 号、尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 27 号、佐川おもちゃ美術館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人しあわせづくり佐川を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 28 号、まきのさんの道の駅佐川の指定管理者の指定につきましては、佐川町の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人しあわせづくり佐川を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号、佐川町永野共同出荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、高知県農業協同組合を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 30 号、名教館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人佐川観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 31 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人佐川観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求める

ものであります。

以上が本定例会に提出をさせていただく付議事件でございます。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課局次長から説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第1号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第7号）につきまして、御説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正です。1の追加につきまして、款項を省略し、事業名で概要を説明させていただきます。

総務一般管理費77万円は、不利益処分審査請求に係る弁護士委託料となっており、完了が4月以降となる見込みのためです。

佐川町新生児特別定額給付金事業50万円は、令和5年3月31日までに生まれた新生児が対象で、申請期限を令和5年4月28日までとしているためです。

次からの農業費関係は、農業振興総務費242万5千円、農業経営継続支援金1,300万円、園芸振興支援事業90万2千円、園芸団地整備特別対策事業1億8,977万5千円、農道及び用排水路改良事業町単独事業1,493万9千円、基盤整備事業1千万円となっております。

主な理由につきましては、関連事業との調整や地元関係者との調整に不測の日数を要したため、また、昨年末の豪雪災害関係事業の、園芸用ハウス整備事業補助金等では、被災ハウスの復旧工事などにつきまして、必要工期が確保できず、事業の完了が新年度になるため繰り越しをするものでございます。

牧野富太郎博士顕彰事業495万7千円は、主に町道上町線マンホール取り替え工事に係るもので、デザイン決定に不測の日数を要したためでございます。

道路橋梁費関係の道路橋梁維持費308万4千円は、地元調整に不測の日数を要したため、道路施設修繕事業、地方債1,007万9千円は、地元協議により生活道路の通行止めを避けての施工なるため、次の道路橋梁新設改良工事業県工事負担金280万円は、県発注工事の繰り越しに伴うものとなっております。

河川総務費5,062万2千円は、主に竹ノ倉川河川改修工事ほか2河川につきまして、県発注工事との調整に不測の日数を要したこと

や地元協議により、生活道路の通行止めを避けての施工となるため、繰り越しを要することとなったためでございます。

木造住宅耐震化支援事業 4,059 万 9 千円は、木造住宅の耐震診断費や耐震工事にかかるものとなっております、令和 5 年度当初から途切れることなく補助金の支出が行えるよう、令和 4 年度交付決定額のうち、未執行予定の額を繰り越すものとなっております。

学校給食事業 39 万 2 千円は、浄化槽制御板内液晶パネル取替修繕に必要な液晶パネルの入荷がおくれていることによるものでございます。

農林水産業施設災害復旧事業 422 万 4 千円及び、次の公共土木施設災害復旧事業 1 千万円は、災害発生時期が遅く工事発注時期がずれ込み、標準工期が確保できないため、繰り越しをするものでございます。

最後の急傾斜地崩壊対策事業県工事負担金事業、2,657 万 5 千円は、県発注工事の繰り越しに伴うものとなっております。

次に下の表の 2、変更につきまして御説明をさせていただきます。

おもちゃ美術館整備委託料につきましては、9 月定例会で議決をいただきました同事業の繰越明許費について、金額を 3,476 万円増額し 6,600 円とするもので、この増額はおもちゃ美術館整備委託料につきまして、木製大型遊具についてもソフト事業、おもちゃ制作委託料で一括発注することとしたため、繰り越しをするものです。

議長（西森勝仁君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 26 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（片岡和子君）

おもちゃ美術館整備委託料につきましては、9 月定例会で議決いただいた同事業の繰越明許費について、金額を 3,476 万円増額し、6,600 万円とするもので、この増額は、おもちゃ美術館整備委託料について、木製大型遊具につきましてもソフト事業、おもちゃ制作委託料で一括発注することとしたため、繰越をするものです。

佐川町道の駅事業につきましても、9月定例会で議決いただいた同事業の繰越明許費について、金額を2億440万4千円増額し、2億5,095万4千円とするもので、道の駅開業が令和5年7月予定であることから、本体工事完成後、公園や取り合わせ道路などを整備する必要があるため、増額をするものでございます。

地方道路交付金事業につきましては、12月定例会で議決いただきました同事業の繰越明許費について、金額を6,337万2千円増額し、1億345万7千円とするものです。この増額は、河川協議による施工時期の制約により、年度内完成が困難となる可能性があることから、工事請負費を繰り越すものと、長竹1号線の物件移転補償業務において、物件等の移転先の決定に不測の日数を要したため、補償費の繰り越しをするものでございます。

がけ崩れ住家防災対策事業につきましては、9月定例会で議決をいただきました同事業の繰越明許費について、金額を700万円増額し2,300万円とするものです。この増額は、入札不調により契約時期がずれ込み、標準工期が確保できないため、繰り越しをするものとなっております。

続きまして、7ページの第3表、地方債補正について御説明をさせていただきます。

1 変更で、起債の目的欄、町道施設整備事業につきましては、主に国庫交付金配分額の減による事業費の減額により、限度額を2億3,490万円に減額するものでございます。

消防自動車等更新事業につきましては、入札減による事業費の減額により、限度額を2,930万円に減額するものです。

消火栓設置事業につきましても、入札減による事業費の減額により、限度額を410万円に減額するものです。

桜座改修事業につきましては、防水工事施工管理委託費の減額により、限度額を1,030万円に減額するものです。

道の駅整備事業につきましては、令和4年度申請分の国庫補助金の増額に伴いまして、限度額を8億8,290万円に減額するものでございます。

農業基盤整備事業につきましては、起債の対象となる事業費の減により、限度額を3,240万円に減額するものでございます。

河川改修工事につきましては、入札減による事業費の減額により、限度額を9,240万円に減額するものです。

急傾斜地崩壊対策事業、県工事負担金事業につきましては、県工事負担金の最終割り当て金額確定により、限度額を 2,530 万円に減額するものとなっております。

農林水産業施設災害復旧事業につきましては、災害件数が見込みより少なかったことによる事業費の減額により、限度額を 130 万円に減額するものとなっております。

公共土木施設災害復旧事業につきましても、災害件数が見込み、見込みより少なかったことによる事業費の減額により、限度額を 1,070 万円に減額するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、補正予算について御説明をさせていただきます。

28、29 ページ、28、29 ページをごらんください。

今回、歳入歳出とも、実績見込み等の精査によりまして、主に不用額の減額補正となっております。

減額の大きいものにつきましても、実績見込みなどから、不要となったものにつきましては、説明を省略させていただきますので、御了承くださいますようお願いをいたします。

それでは歳入歳出の事項別明細書により、歳出のほうから説明をさせていただきます。

29 ページの中程から少し上になります。

2 款、1 項、1 目一般管理費、18 節負担金補助及び交付金、説明欄の人事交流職員人件費負担金 1,137 万 3 千円は、高知県との人事交流職員、2 名分の高知県への負担金となります。

その下の段になります。

24 節積立金、説明欄の財政調整基金積立金 62 万 1 千円、公共施設整備基金積立金 2 億円は、今回の補正予算での歳入の一般財源の増額分と、各事業の歳出の減額に伴いまして、その財源としておりました一般財源を将来的に、それぞれの基金の目的に沿った事業に充てるため積み立てをさせていただくものです。

次は 30、31 ページをごらんください。31 ページ。上から 3 段目と 4 段目になります。

5 目電子計算費、12 節委託料、説明欄の電算機器保守管理委託料 5,500 万円の減額と、17 節備品購入費の 2,100 万円の減額は、事業の見直しにより、生体認証システムの導入を見送ったことや、庁内

ネットワーク構築事業では、プロポーザルにおける参加事業者の企業努力により、また、総合行政システムの機器更新事業では、価格交渉の結果、大幅な削減が図られたことにより、不用額を減額するものとなっております。

その二つ下の段になります。

8 目諸費、14 節工事請負費、説明欄、防犯カメラ設置工事 110 万円の減額は、当初、尾川橋、佐川駅前、国道 33 号線、川内ヶ谷の 3 カ所を予定しておりましたが、川内ヶ谷につきましては、国道改良工事との兼ね合いがございまして、施工が令和 5 年度以降となる見込みであるため、減額をするものです。

続きまして、36、37 ページをごらんください。37 ページの下から三つ目の段になります。

3 款、1 項、7 目区介護保険サービス費、14 節工事請負費、説明欄とかの荘改修工事 506 万円の減額及びさくら荘改築工事の 1,298 万円の減額は、事業見直しによるものとなっております。

続きまして、44、45 ページをごらんください。45 ページの、45 ページの上から 2 段目になります。

4 款、1 項、2 目予防費、18 節負担金、補助及び交付金の説明欄、新型コロナウイルス、予防接種健康被害給付金、17 万 8 千円は、新型コロナウイルス予防接種に関わる健康被害が令和 5 年 1 月 23 日付で 1 件認定されたことによるものとなっております。

続きまして、48、49 ページをごらんください。49 ページ、49 ページの中ほどより下になります。

5 款、1 項、4 目園芸振興費、18 節負担金、補助及び交付金、説明欄 2 つ目の園芸用ハウス整備事業補助金 1 億 5,509 万 6 千円の増額は、昨年 12 月の豪雪により被災されました園芸用ハウス復旧支援のための補助金となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

12、13 ページをごらんください。12、13 ページは歳入となります。

1 款の町税につきましては、本年度の収納見込みにつきまして、合計で 4,485 万 2 千円の増額となっております。

次に、14、15 ページをごらんください。中ほどから少し下の表になります。

7 款、1 項、1 目地方消費税交付金、1 節の 1,466 万 2 千円は交

付見込みによる増額となっております。

2つ下の表になります。

10 款、1 項、1 目地方交付税、1 節地方交付税の 7,152 万 1 千円は、普通交付税につきまして、臨時経済対策費及び調整額の復活により、再算定を行った結果、増額となったものとなっております。

続きまして 16、17 ページをごらんください。17 ページの一番下になります。

14 款、1 項、4 目国民健康保険、未就学児均等割保険料負担金、1 節の 38 万円は、子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和 4 年度から未就学児の国民健康保険料の均等割保険料の 2 分の 1 が、減額されていることによる国庫負担金となっております。

続きまして 18、19 ページをごらんください。19 ページの中ほど、上の表の下から 2 段目になります。

2 項、8 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金、説明欄の地方創生推進交付金 198 万円と、地方創生拠点施設整備交付金 3,491 万 4 千円は、おもちゃ美術館事業や道の駅事業の交付金となります。

一番下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,190 万 4 千円は、今回交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

下の表の最後の 15 款、1 項、7 目国民健康保険未就学児均等割保険料負担金、1 節の 19 万円は、先ほど国庫負担金でも説明させていただきました未就学児の国民健康保険料均等割保険料軽減に係る、あ、失礼しました。保険料の減額による県の負担金となっております。

20、21 ページをごらんください。21 ページの中ほどから始まる段になります。

2 項、4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金、説明欄の下から三つ目の園芸用ハウス整備事業補助金 3,509 万 6 千円は、歳出で御説明させていただきました、豪雪災害による園芸用ハウス等の復旧整備に係る県の補助金となっております。

続きまして 22、23 ページをごらんください。中ほどより下の表の一番上の段になります。

18 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 2,487 万 5 千円の減額及び、次の段の 1 節その他基金繰入金 3,977 万 6 千円の減額は、今回の補正予算の歳出の減額に伴いまして、それ

どれ繰入金を減額するものとなっております。

23 ページの一番下の段、20 款、3 項、2 目雑入、3 節雑入説明欄、令和 3 年度高知県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金、662 万 6 千円は、後期高齢者医療医療給付に要する経費の負担金精算金となっております。

24、25 ページをごらんください。25 ページの三つ目の表の一番上の段になります。

21 款、1 項、1 目土木債、説明欄の三つ目、公共事業等債道路橋梁事業 2,490 万円の減額は、町道施設整備事業につきまして、主に国庫交付金配分額の減による事業費の減額によるものとなっております。

その下、3 段下の 3 目災害復旧費、1 節農林水産業施設災害復旧費、失礼しました。災害復旧債、説明欄、現年災害 990 万円の減額は、災害件数発生件数が見込みより少なかったことによります、事業費の減額によるものとなっております。

その下の段の 2 節、公共土木施設災害復旧債、説明欄の二つ目、公共事業等債災害関連 990 万円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業、県工事負担金事業につきまして、県工事負担金の最終割り当て金額確定によるものとなっております。

下から 2 段目の 11 目商工費、1 節商工振興債、説明欄の辺地債 1,960 万円の減額は、道の駅事業につきまして、国庫補助金の増額に伴い、財源とする起債を減額するものとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

それでは、議案第 2 号、令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明させていただきます。

今回の補正は、実績見込みに合わせたものとなっております、主に保険給付費の減額に伴うものとなっております。

補正予算書事項別明細書、12、13 ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。

12 ページ一番下の表、2 款、1 項、3 目一般被保険者療養費につきましては、実績見込みにより 100 万円の減額補正を行うものです。

次のページ、14、15 ページをお願いします。

上から 2 番目の表、2 款、6 項、1 目傷病手当金につきましては、雇われている人が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染

が疑われるため仕事を休み、その間の給与が受けられなかった場合に、支給要件に該当する場合、支給する手当ですが、現時点におきまして、申請件数が4件、支給額としまして13万3千円となっており、200万円の減額補正を行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページ戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。

一番上の表、1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末での賦課調定額に合わせ、666万7千円の減額補正を行うものです。

2番目の表、3款、1項、1目保険給付費等交付金の説明欄9ページになります。普通交付金につきましては、保険給付費相当額が県から交付されるもので、歳出で説明しました給付額の減額に合わせ100万円の減額補正を行うものです。

また、説明欄その下の特別調整交付金分につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の財政支援額の実績に合わせ、当初予算300万円から286万7千円の減額補正を行うものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

建設課長（藤本雅徳君）

それでは私のほうから、議案第3号、令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

令和4年度補正予算のフォルダーの中の議案第3号のファイルをお開きください。予算書のほうになっておりますが、まず歳出のほうから説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

1款、1項、2目維持管理費、10節の需用費50万円と11節の役務費46万円につきましては、実績見込みによるもの、また、12節の委託料28万5千円と14節の工事費216万7千円につきましては、機能強化対策事業の完了による事業費確定によるもの、以上のことからそれぞれ不用額を減額するものであります。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

ページを戻っていただきまして10ページ、11ページ、10ページと11ページをお開きください。

5款、1項、1目一般会計繰入金175万円につきましては、歳出予算の減額に伴いまして、減額をするものでありまして、2目の基

金繰入金 83 万 8 千円につきましては、施設の維持管理のための経費の財源に充てるため、増額をするものであります。

8 款、1 項、1 目、町債 250 万円につきましては、歳出予算の機能強化対策事業費の減額に伴いまして、減額をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは議案第 4 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして御説明をさせていただきます。

介護保険の補正予算書のほうをお開きいただきたいと思います。

今回の主な補正内容につきましては令和 4 年度の介護保険に係ります、人件費等の事務費、それから介護給付費、地域支援事業、そういったものの決算見込みに伴います不用額の減額となっております。

まず、補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。

歳出のほうになります。増減、減額の金額が 1 千万を超えるもののみについて御説明をさせていただきますと思います。

まず 3 段目の表の 2 款、1 項、3 目、施設介護給付サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム等の利用実績につきまして、予算額を下回る見込みでありまして、3,453 万円の減額といたしております。

次に、ページを 14 ページ、15 ページ移りまして、3 段目の表の 2 款、6 項、1 目特定入所者介護サービス費につきましては、これは低所得者の負担を軽減する制度でございますが、利用実績から不用額が出る見込みのため 2,279 万円の減額とするものでございます。

続きましてページ戻りますが、8 ページ、9 ページをごらんください。

こちら歳入の補正予算となっております。

内容につきましては、先ほど申しました歳出予算の補正、これに伴いまして、3 款の国庫支出金、4 款の支払基金交付金、5 款の県支出金、そして 7 款、1 項の一般会計繰入金につきまして、それぞれ介護保険制度で定められております財源負担比率に応じまして、減額のほうを行っております。

また最終的な財源調整といたしまして、7 款、2 項の介護保険事業運営基金繰入金につきまして、1,348 万 4 千円を減額をしております。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

す。

町民課長（山本壽史君）

それでは議案第5号、令和4年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

今回の補正につきましては主に保険料の調定見込み額及びそれに伴います、後期高齢者医療広域連合納付金の歳出額の減額となっております。

補正予算書の事項別明細書、10、11ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

下の表2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料調定額の減額によるもので、343万7千円の減額補正を行うものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

1ページ戻っていただきまして、8ページ、9ページをお開きください。

上の表、1款、1項、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、調定見込み額に合わせ、それぞれ602万1千円を減額、352万9千円を増額し、保険料全体で249万2千円の減額補正を行うものです。

次の表、3款、1項、3目保険基盤安定繰入金につきましては、所得の低い被保険者の保険料軽減分の補填のため、一般会計から繰り入れられるものですが、実績見込みに合わせまして、94万5千円の減額補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長（藤本雅徳君）

それでは私のほうから議案第6号、令和4年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

フォルダの中の議案第6号、第6号のファイルをお開きください。

補正予算書になりますが、補正予算書の7ページ、7ページのほうをお願いします。

令和4年度の佐川町水道事業会計予算事項別明細ですが、収益的收入及び支出から説明をさせていただきます。

この上の、このページの上の表になりますが収入の欄でございます。

1款、1項、1目給水収益につきましては水道の平均使用水量の

減少により、水道料を 295 万 9 千円減額するもの。また、1 款、2 項、4 目消費税及び地方消費税還付金につきましては、建設改良費に係る事業費用の減少により、消費税を納付する見込みとなりましたことから 353 万 4 千円を減額するものであります。

以上によりまして水道事業収益、補正後の金額になりますが、2 億 1,443 万 2 千円となっております。

下の表、支出のほうですが、1 款、1 項、1 目原水及び浄水費につきましては、水質検査委託業務費の実績見込みにより、委託料を 110 万円減額するもの。また、2 目配水及び給水費につきましては、漏水調査の委託業務、これの完了によりまして事業費が確定しましたので、委託料を 55 万円減額するものであります。

続きまして次のページになりますが、8 ページをお願いします。

8 ページのほうの 4 目総係費につきましては、水道未普及地区、これの調査委託業務等の実績見込みによりまして、委託料を 30 万 8 千円減額するもの。また、6 目資産減耗費につきましては、中組の取水ポンプ、取水施設のポンプの撤去を今年度は見送ることから、費用として計上しておりましたポンプの固定資産除却費を、365 万 7 千円減額するものであります。

続いて 2 項、2 目消費税及び地方消費税につきましては、建設改良費に係る事業費用の減少により、生じております消費税の納付納付額、これが、納付額が増加しますので、110 万円を補正するものであります。

以上によりまして水道事業費、費用の補正後の金額が 1 億 7,898 万 5 千円となっております。

続いて 9 ページのほうをお願いします。9 ページをごらんください。

こちら資本的収入及び支出のほうですが、まずこちらの上の表、収入のほうでございますが、1 款、2 項、1 目国庫補助金につきましては、配水管の布設替工事の完了によりまして事業費確定しておりますもので交付金を 340 万 6 千円減額するものです。

また 3 目、他会計補助金につきましては、加茂地区の給水管設置に係る補助事業の実績見込みにより、一般会計繰入金を 49 万 5 千円減額するものであります。

その下になりますが、3 款、1 目工事負担金につきましては、配水管布設替工事の完了による事業費が確定しておりますので、消火

栓の設置負担金を 159 万 5 千円減額するものです。

それからその下の 4 項、1 目一般会計出資金につきましては、配水管布設替工事の工事の費用、こちらのほうが減少しておりますので、一般会計出資金を 464 万 1 千円減額。以上によりまして、資本的収入の補正後の金額でございますが、1 億 4,533 万 7 千円となっております。

続きまして下の表です。

支出のほうでございますが、1 款、1 項、1 目拡張工事費につきましては、場所々内の配水管布設工事は布設事業、委託と工事両方ありますので事業のほうが完了をしましたので、そのことにより、拡張工事請負費と委託料を合計 184 万 7 千円減額するもの。また、2 目のほうになりますが、改良工事費、こちらにつきましては、永野、上郷それから下山での配水管布設替事業、こちらの執行見込み額が入札減などにより、既決の予定額を下回ることによる不用とそれとその不用と、不測の事態に備えるため、予備費的に毎年計上しておりますが、機械設備等の更新、こちらが不要となることから、改良工事請負費と委託料を合計 4,251 万 1 千円減額するものであります。

以上によりまして、資本的支出の補正後の金額でございますが、2 億 2,812 万 9 千円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

それでは、議案第 7 号、令和 4 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明させていただきます。

佐川町病院事業特別会計補正予算書（第 3 号）の 1 ページをお開きください。

議案本文にありますとおり、この補正は令和 4 年度佐川町病院事業特別会計予算に定めております、第 3 条収益的収入及び、第 4 条資本的収入の予定額につきまして、補正予定額のとおり補正するものです。

6 ページの事項別明細書をお開きください。

まず、上の収益的収入及び支出の収入の表をごらんください。

収入の 1 款、2 項、2 目の他会計負担金につきましては、一般会計負担金 197 万 6 千円を増額補正するものです。詳細につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る繰入

金となります。

当初において 70 万 4 千円を予算化しておりましたが、実績といたしまして、268 万円あまりとなり、差し引き 197 万 6 千円を増額補正するものです。

続きまして、収入の 1 款、2 項、8 目の負担金交付金につきましては、県交付金 120 万円を増額補正するものです。

詳細は、年末年始に実施しました新型コロナウイルス検査関係の県交付金であり、高知県検査協力医療機関協力金として、実績に応じた交付金額となります。

次に、下の資本的収入及び支出の収入の表をごらんください。

収入の 1 款、3 項、1 目の一般会計負担金につきまして、9 万 1 千円を増額補正するものです。

これは、一般会計からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る繰入金ですが、対象物品の購入費が入札減等となったため、減額補正するものです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは引き続きまして、私のほうから、議案第 8 号から議案第 19 号まで、御説明をさせていただきます。

まず、議案第 8 号、令和 5 年度佐川町一般会計予算から議案第 15 号、令和 5 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、来週の予算勉強会におきまして、各担当課局次長から御説明をさせていただきたいと思いますので、この場での説明は省略をさせていただきます。

それでは、議案第 16 号から説明をさせていただきます。

議案第 16 号、佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、選挙管理委員会の事務部局の職員定数を改正するものとなっております。現行の選挙管理委員会の事務部局の職員定数 20 内兼任 20 人を 5 人増員し、25 内兼任 25 人と変更をするものでございます。このことによりまして、兼任の職員数の合計は 29 人から 34 人に変更となります。

現在、総務課とまちづくり推進課の職員が兼任で選挙管理委員会事務局の書記を担当させていただいており、2 つの課の職員数は合計 23 人となっております。

ですので、3 人につきましては、書記の任命ができない状況とな

っているところ、現状の人数を考慮して5名増とするものでございます。

続きまして、議案第17号、佐川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につきましては、本文条例本文の第1条の目的にございますように、情報通信技術を活用した行政の推進につきまして、情報通信技術を利用する方法により、手続きを行うために必要となる事項を定めることにより、手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的としております。

今後、特に住民の方の利便性の向上に役立つと考えられます、子育てや介護関係の手続きなどを、マイナポータルからマイナンバーカードを使ってなど、電子情報処理組織を使用する方法により、オンラインで申請、届け出、申し込み等ができるように規定を整備するものでございます。

議案第18号、佐川町個人情報保護法施行条例の制定につきましては、令和3年5月に公布され、令和5年4月1日より施行されます個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を定めるものとなっております。

令和3年の法改正によりまして、個人情報保護制度は抜本的に見直されており、地方公共団体におきましては、現在、それぞれの条例により運用しているところですが、令和5年4月からは、改正個人情報保護法の全国的な共通ルールが適用されることとなります。

第2条では対象となる実施機関、第3条では手数料等について、第4条では審査会への諮問等について定めております。

続きまして、議案第19号、佐川町個人情報保護審査会条例の制定につきましては、条例本文第1条にもありますように、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、佐川町個人情報保護審査会の設置につきまして、新たに条例を定めるものでございます。

町長は、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要と認められる場合に、審査会に諮問を行うものでございます。

この条例では、審査会の委員の人数や任期調査権限等について規定をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

す。

町民課長（山本壽史君）

それでは議案第 20 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の、令和 5 年 4 月 1 日施行に伴いまして、出産育児一時金の支給額が引き上げられることにより、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、現行におきましては、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 40 万 8 千円を支給するとなっておりますが、改正後はこの支給額が引き上げられ、48 万 8 千円となります。

このことにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、42 万円から 50 万円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

私からは、議案第 21 号と議案第 22 号を説明させていただきます。

まず、議案第 21 号、佐川おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、本年度加茂地区において実施しております工事が完成する施設について、新たに条例を制定するものでございます。本条例で対象となる施設は、佐川おもちゃ美術館、佐川町加茂 2711 番地 1 でございます。

条例の概要につきましては、第 1 条では本条例の趣旨、第 2 条では佐川おもちゃ美術館の設置目的、第 3 条では施設の名称及び位置、第 4 条では事業、第 5 条では指定管理による管理、第 6 条では指定管理者が行う業務、第 7 条では指定管理者の管理の期間、第 8 条では休館日及び開館時間、第 9 条では入館の禁止等、第 10 条では使用料、第 11 条では使用料の減免、第 12 条では使用料の不還付、第 13 条では利用料金の収受、第 14 条では利用料金の減免、第 15 条では利用料金の不還付、第 16 条では賠償責任、第 17 条では委任について定めております。

付則としましてこの条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すると定めております。

次に、議案第 22 号、佐川町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、議案第 21 号と同じく、本年度加茂地区におい

て実施をしております工事が完成する施設について、新たに条例を制定するものでございます。本条例で対象となる施設は、まきのさんの道の駅佐川、佐川町加茂 2711 番地 1 でございます。

条例の概要につきましては、第 1 条では本条例の趣旨、第 2 条では佐川町道の駅の設置目的、第 3 条では施設の名称及び位置、第 4 条では事業、第 5 条では指定管理者による管理、第 6 条では指定管理者が行う業務、第 7 条では指定管理者の管理の期間、第 8 条では休館日及び開館時間、第 9 条では利用者等の責務、第 10 条では使用の許可等、第 11 条では使用料の制限、すいません、第 11 条では使用の制限、第 12 条では使用权の譲渡等の禁止、第 13 条では設備の変更禁止、第 14 条では原状回復義務、第 15 条では損害賠償、第 16 条では使用料、第 17 条では使用料の減免、第 18 条では使用料の不還付、第 19 条では利用料金の収受、第 20 条では利用料金の減免、第 21 条では使用料の不還付、第 21 条では委任について定めております。

付則としましてこの条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すると定めております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは議案第 23 号、佐川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明をいたします。

タブレットのほうでは参考資料のフォルダーの中の 23 号関係の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。そちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、2 ページのほうになります。1 枚めくっていただいて 2 ページになりますが、第 2 条第 6 項につきまして、文言の修正を行っております。

特定療養費を保険外併用療養費に改めるものでございます。

続きまして第 3 条ですけれども、こちらは助成対象者を記載している条文になりますが、現在の高知県重度心身障害者医療費助成事業実施要綱、これに合わせて改正をするものになっております。

次に最後の 4 ページになりますが、第 7 条、こちらのほうで、第 7 条で規定しておりますほかの、他の条例等との関連におきまして、引用する法律を身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法から障害者総合支援法に改めるものでございます。

いずれの改正につきましても現在の法制度や、助成事業の運用に合わせて行うものでございまして、この改正によりまして助成制度の運用に影響を与えるものではございません。

また、条例の施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。それでは私からは、議案第 24 号、佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

現在、富士見町にあります町立図書館につきましては、来年度から同地にて新文化拠点の整備が始まることを踏まえまして、仮設の図書館を佐川町総合文化センター内に、設置をすることとしております。

本改正条例につきましては、4 月から仮設の図書館を開館するにあたり、その住所地の変更を改正するものとなっております。

参考資料の、（議案第 24 号関係）のほうをごらんください。

こちら新旧対照表になっておりますけれども、第 3 条第 2 号に位置として佐川町乙 1862 番地 1 とありますが、この本文では変更はせずに、付則を追加し、図書館の位置の特例として佐川町乙 1862 番地 1 を佐川町甲 356 番地に、ここは文化センターですけれども、と読みかえることとしております。

今回のような仮設の施設の場合は、本文を変えるのではなく付則で定めることが一般的であるということから付則の追加としております。

なお、特例の期間は、施行日である令和 5 年 4 月 4 日から、規則で定める日、この規則の定めるといのは、新文化拠点の開館を予定、開館日を予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

建設課長（藤本雅徳君）

それでは私のほうから議案第 25 号、町道路線の認定についてを説明させていただきます。

参考資料のフォルダにありますますがそちらのほうの議案第 25 号のファイルをお願いします。このファイル、位置図になっておりますがこちらの位置図のほうで説明をさせていただきます。

今回、議案を上程しております、この町道路線の箇所でございます。

すが、上郷地区の佐川町教育集会所、教育集会所の北側にあります町道がありますが、こちらに隣接する形で開発された住宅地に位置する道路であります。位置図の方の、位置図の図面の方の左側の方になりますが、赤く着色をした箇所です。

この道路ですが起点終点ともに、佐川町字野ヨリ甲 398 番 5 で路線の延長が 44.19 メートル。幅員は 6 メートルの規格となっております。

民間の開発事業者が宅地分譲を行うために、必要となる道路接道をこちらの道路接道の法的要件を満たすため、建築基準法の規定に基づいて、平成 30 年度の 11 月に高知県知事の指定を受けておるものです。

その後、開発事業者でありますタカホーム株式会社から、道路敷地の寄附の申請がありましたので、書類や現地での調査を行いまして、問題がないと判断し、寄附を受け取っております。

そしてこのたび佐川町への所有権移転登記、移転登記が完了しましたので、道路法の規定に基づきまして、町道上郷 19 号線として路線認定の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは、私のほうから議案第 26 号、尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について御説明させていただきます。

尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定につきましては、令和 5 年 3 月 31 日に指定期間が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして、引き続き、尾川地区での地域活性化の中心的役割を果たしていただいております尾川地区活性化協議会に、当施設の指定管理を指定するものです。

指定期間につきましては、集落活動センター設置及び管理に関する条例第 7 条の規定に基づきまして、5 年間とするものです。

説明につきましては以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

私からは、議案第 27 号から議案第 29 号までを説明させていただきます。

まず、議案第 27 号、佐川おもちゃ美術館の指定管理者の指定につきましては、新たに整備されますおもちゃ美術館の指定管理者の指定につきましては、佐川町が道の駅の運営を担う目的で設立しました

一般財団法人しあわせづくり佐川を指定管理者として指定するものでございます。

指定期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

次に、議案第 28 号、まきのさんの道の駅佐川の指定管理者の指定につきましても同じく、佐川町が、同じく新たに設置されます道の駅につきまして、佐川町が道の駅を、の運営を担う目的で設立しました一般財団法人しあわせづくり佐川を指定管理者に指定するものでございます。

指定期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

次に、議案第 29 号、佐川町永野共同集出荷所貯蔵施設の指定管理者の指定につきましては、令和 5 年 3 月 31 日をもちまして、指定管理者の期間が満了することから、引き続き、施設の使用目的やこれまでの実績から、高知県農業協同組合を指定管理者に指定するものでございます。

指定期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。以上でございます。

教育次長（廣田春秋君）

それでは議案第 30 号と第 31 号について説明をさせていただきます。

まずは議案第 30 号、名教館の指定管理者の指定について説明させていただきます。

この議案につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定で、従前から指定管理者に指定しています一般社団法人佐川観光協会を指定管理者に指定することについて、議会にお諮りするものです。

指定の期間につきましては、議案にありますとおり、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日としております。

続いて、議案第 31 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定についてですが、こちらにつきましても、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、こちらも従前から指定管理者に指定をしております一般社団法人佐川観光協会を指定管理者に指定することについて、議

会の議決を求めるものとなっております。

こちらの期間につきましても、令和５年４月１日から令和８年３月３１日としております。

なお両施設とも、開館当時より一般社団法人佐川観光協会が指定管理を実施しており、これまでも適正に管理、活用がなされているということ、また、上町駅や、旧浜口邸などの施設を観光協会が管理をしているということから、一体的に管理することでより活用が図られること、といった理由から、一般社団法人佐川観光協会が指定管理者にふさわしいとして選定をしております。以上、よろしくお願い致します。

議長（西森勝仁君）

以上で、議案第１号から議案第３１号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

次の会議を６日の午前９時とします。

本日はこれで散会します。

散会　　午前１１時３５分